

令和5年5月2日

保護者の皆様

東京都立北特別支援学校長
小池 巳世

令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症は5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなります。5類感染症への移行に伴い、東京都教育委員会が策定した「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン（都立学校）」については廃止となります。これにより変更になることについてお知らせいたします。本校としましては感染症対策を引き続き講じ、教育活動を行ってまいります。御家庭でも基本的な感染症対策を行っていただくとともに、体調が普段と異なるときには出席を控えていただくなど、感染拡大につながらないよう御協力をお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症に罹患した場合】

- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は出席停止となります。早急に学校まで御連絡ください。出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。
- 罹患後、登校を再開する際には、保護者の方が記入した登校許可書が必要となります。登校許可書は本校ホームページからダウンロードできます。また、保健室にもあります。
- 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまで当該児童・生徒のマスク着用を推奨します。
- 御家族が罹患した場合、学校にお知らせください。御家族が罹患した場合には、出席停止となりませんので、お子さんに症状がなければ登校できます。学校で発熱、咳が続く等の不調な場合には、保護者のお迎えをお願いいたします。（できれば御家族が罹患した場合、診断から3日間程度はお子さんも自宅で経過観察をしていただくことが望ましいです）

【出席停止等について】

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行わないこととなるため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない児童・生徒については、出席停止の対象とはなりません。
- 感染が不安で休ませたい場合、従来どおり、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席にはなりません。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、登校させないようにお願いいたします。

【学校としての対応について】

- マスクの着用について
学校においては、児童・生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となりますが、本校においては、児童・生徒の体調を考慮し、教育活動全般を通して、しばらくの間、教職員が児童・生徒と関わる場面では原則マスクを着用します。（屋外での活動を除く）
- 健康チェック表（ピンク色）について
5月8日以降は風邪症状等の確認を省き、簡略化した内容で健康チェックをお願いいたします。

【問合せ】

東京都立北特別支援学校
副校長 大橋 智
副校長 河田 義徳
副校長 神田 実季
電話 03(3906)2321